

京都市告示第 3 3 5 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき，生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を，次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
磯部医院	山科区大宅辻脇町 5 サンフローラ山科 1 0 3	平成 25 年 10 月 1 日
中村歯科医院	中京区新町通三条上町頭町 1 1 2 菊三ビル 1 階	平成 25 年 9 月 10 日
丹波口調剤薬局	下京区中堂寺坊城町 3 1 番 2 シンフォニーリサーチパーク East 1 0 1 号	平成 25 年 9 月 1 日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）